

団体交渉の方式及び手続きに関する協約

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、団体交渉の方式及び手続きに関し、次のとおり協約を締結する。

（団体交渉への応諾）

第1条 大学は、組合から団体交渉の申し入れがあった場合には、速やかにこれに応じる。

（交渉委員）

第2条 団体交渉の交渉委員については、大学と組合がそれぞれ任意に選任し、予め相手方に通告する。但し、双方とも交渉事項に決定権限のある立場にある者を必ず含めるものとする。

（交渉事項）

第3条 団体交渉の対象となる事項は、組合員の労働条件その他待遇に関する一切の事項、大学と組合の労使関係に関する事項、及び双方が認めた事項とする。

（事前交渉）

第4条 組合は、団体交渉の付議事項を書面で大学に提出しなければならない。

2 交渉事項、日時、交渉委員、傍聴者の取り扱いについては、団体交渉申し入れ後速やかに両当事者間で協議し決定する。

（協約の締結）

第5条 団体交渉において決定した事項については、速やかに成文化し、大学、組合双方で内容を確認の上、双方の代表者が記名捺印するものとする。

2 前項の文書は2通作成し、大学及び組合双方が各1通を保管する。

（勤務時間中の団体交渉参加への扱い）

第6条 団体交渉（事前交渉を含むものとする。以下本条において同じ。）は、勤務時間中に行なうものとする。ただし、大学に特別な事情がある場合には、勤務時間外に行なうこともある。

2 第2条に定める交渉委員が勤務時間中に団体交渉に参加した場合には、これを欠勤時間として扱わない。

（有効期間）

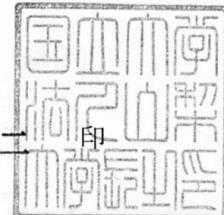
第7条 この協約の有効期限は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

団体交渉の方式及び手続きに関する協約

平成16年4月1日

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、団体交渉の方式及び手続きに関する次の事項について協定する。

学長 吉田洋二



（改定交渉への応諾）

第1条 大学は、組合が団体交渉の申し入れがあった場合には、速やかにこれを応諾する。

山梨大学教職員組合

第2条 団体交渉の交渉委員については、大学と組合が

委員長



双方に選出する。但し、双方とも交渉事項に決定権がある場合は、組合が決定権者とするものとする。

森田秀二

（交渉事項）

第3条 団体交渉の対象となる事項は、組合員の労働条件その他待遇に関する一切の事項、及び大学と組合の労使関係に関する事項、及び双方が認めた事項とする。

（事前交渉）

第4条 総務は、団体交渉の付議事項を専門で大学に提出しなければならない。

2、交渉事項、日時、交渉委員、障壁者の取り扱いについては、団体交渉申し入れ者は組合から担当事務官にて協議し決定する。

（協約の締結）

第5条 団体交渉において決定した事項については、速やかに記文化し、大学、組合双方で内容を確認の上、双方の代表者が記名捺印するものとする。

2、前項の文書は2通作成し、大学及び組合双方が各1通を保管する。

（勤務時間中の団体交渉参加への扱い）

第6条 団体交渉（事前交渉を含むものとする。以下本条において同じ。）は、勤務時間中に行なうものとする。ただし、大学に特別な事情がある場合には、勤務時間外に行なうこともある。

2、第2条に定める交渉委員が勤務時間中に団体交渉に参加した場合には、これを実勤時間として扱わない。

（有効期間）

第7条 この協約の有効期限は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に對してこの協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。